

臨時の医療施設の実際

～ COVID-19パンデミックにおける東京都での対応～

人材派遣を行う協定締結医療機関向け集合研修

東京都医師会 花と森の東京病院
小平祐造

(背景 1)

これまでの危機対応の問題点 有事と平時

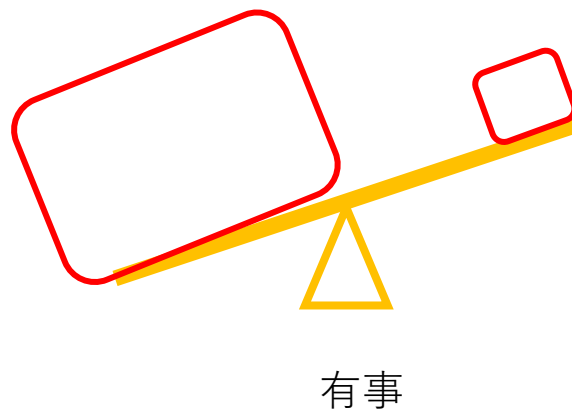
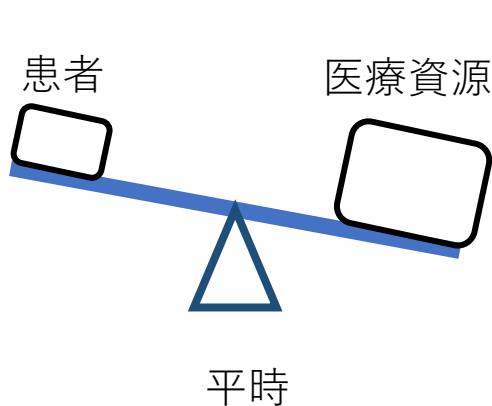
1 感染症パンデミック対応

平時の医療を縮小して対応してきた

病床確保による既存病床の制限・発熱外来・救急制限・待機手術延期

2 感染症計画

有時に稼働する医療提供施設はあらかじめ準備されていなかった



(背景 2)

サージ キャパシティ

一気に増大する患者の波



気象庁

特に高齡者サージをいかに受け止めるかが課題となる

高齡者特有の事情 災害・パンデミック時

- ・ 認知症
- ・ 高い介護度
- ・ 複数の慢性併存症
- ・ 老人施設でのクラスター発生
- ・ 施設避難の必要性

平時の医療を縮小しない
サージキャパシティの確保 のために

臨時医療施設の設置

(事業内容)

- 1 隔離・感染管理
- 2 疾病の経過観察
- 3 医療提供
- 4 避難・収容
- 5 介護・生活支援

などの実施が可能

臨時医療施設のイメージ



病院船



スペイン風邪



体育館

大阪コロナ大規模医療・療養センター

コロナ蔓延下で東京都が開設した臨時施設

1 宿泊療養施設

(**ビジネスホテル**等を利用)

延べ34施設 最大9500室 最大在所者数 7045人/日

臨時の医療施設としては5施設(1074室)稼働



2 酸素・医療提供ステーション

(プレハブ、都有施設)

延べ6施設 609床 最大在所者数 106人/日



3 高齢者等医療支援型施設

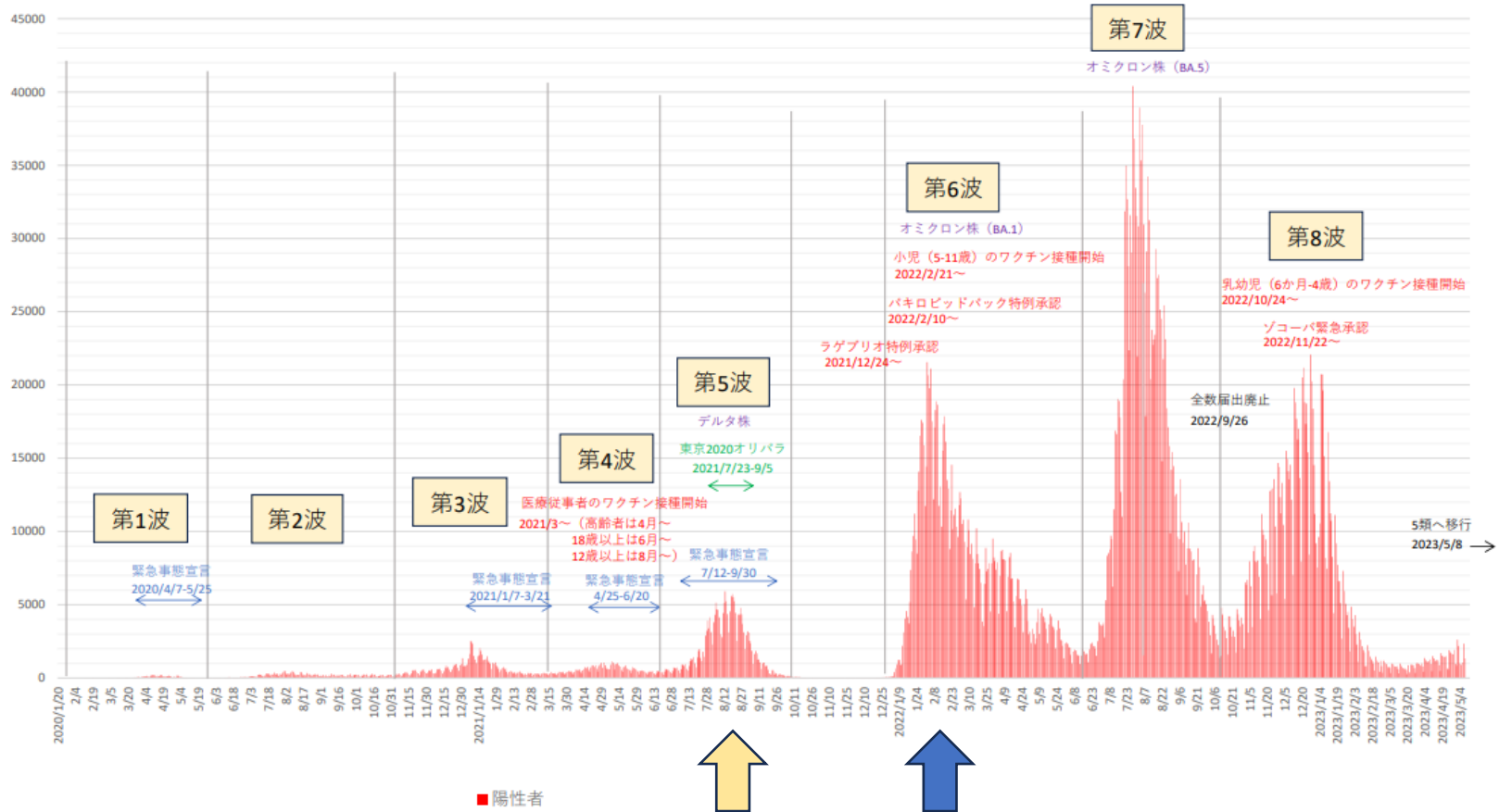
(**病院の一部**、**移転後の空き病院**、都有施設)

延べ9施設 842床 最大在所者 474人/日



病院やホテルなど居住性の高い施設を展開

東京都における新型コロナ感染状況の推移（2020/1/20～2023/5/8）

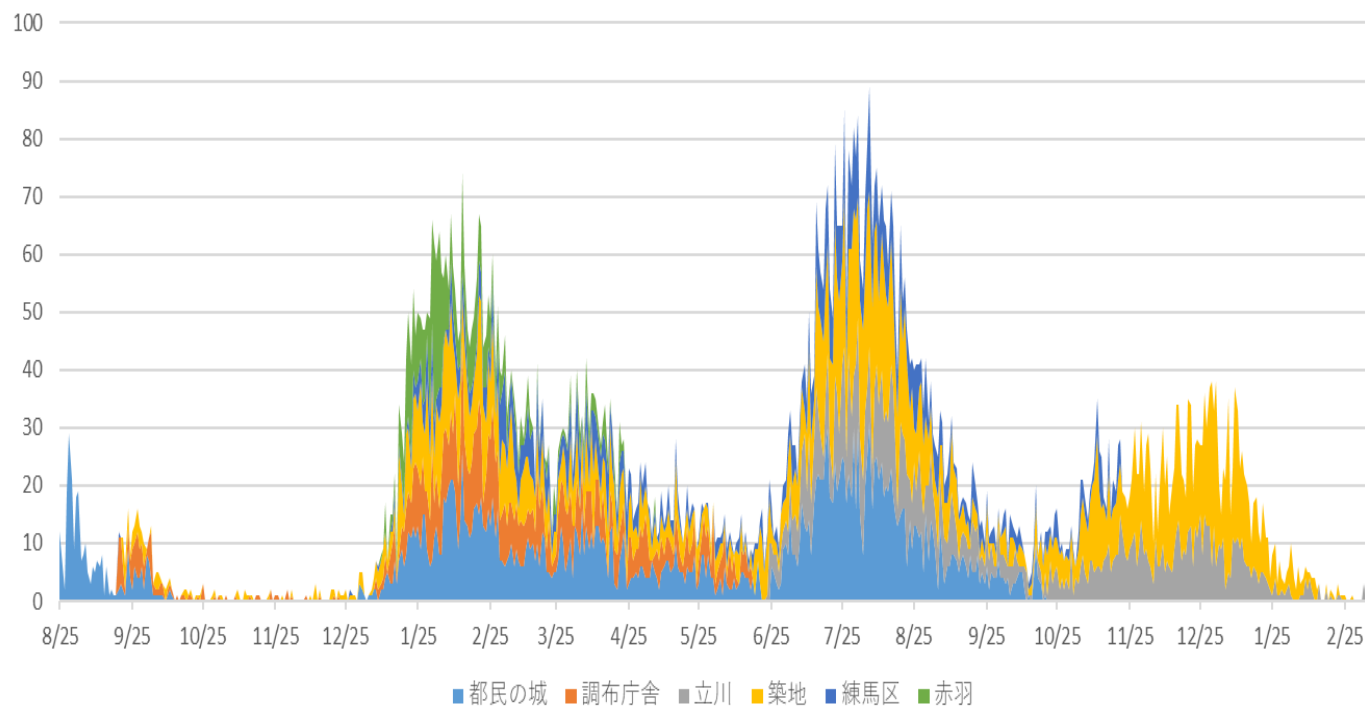


令和3年8月
酸素ステーション開設

令和4年2月
高齢者臨時医療施設開設

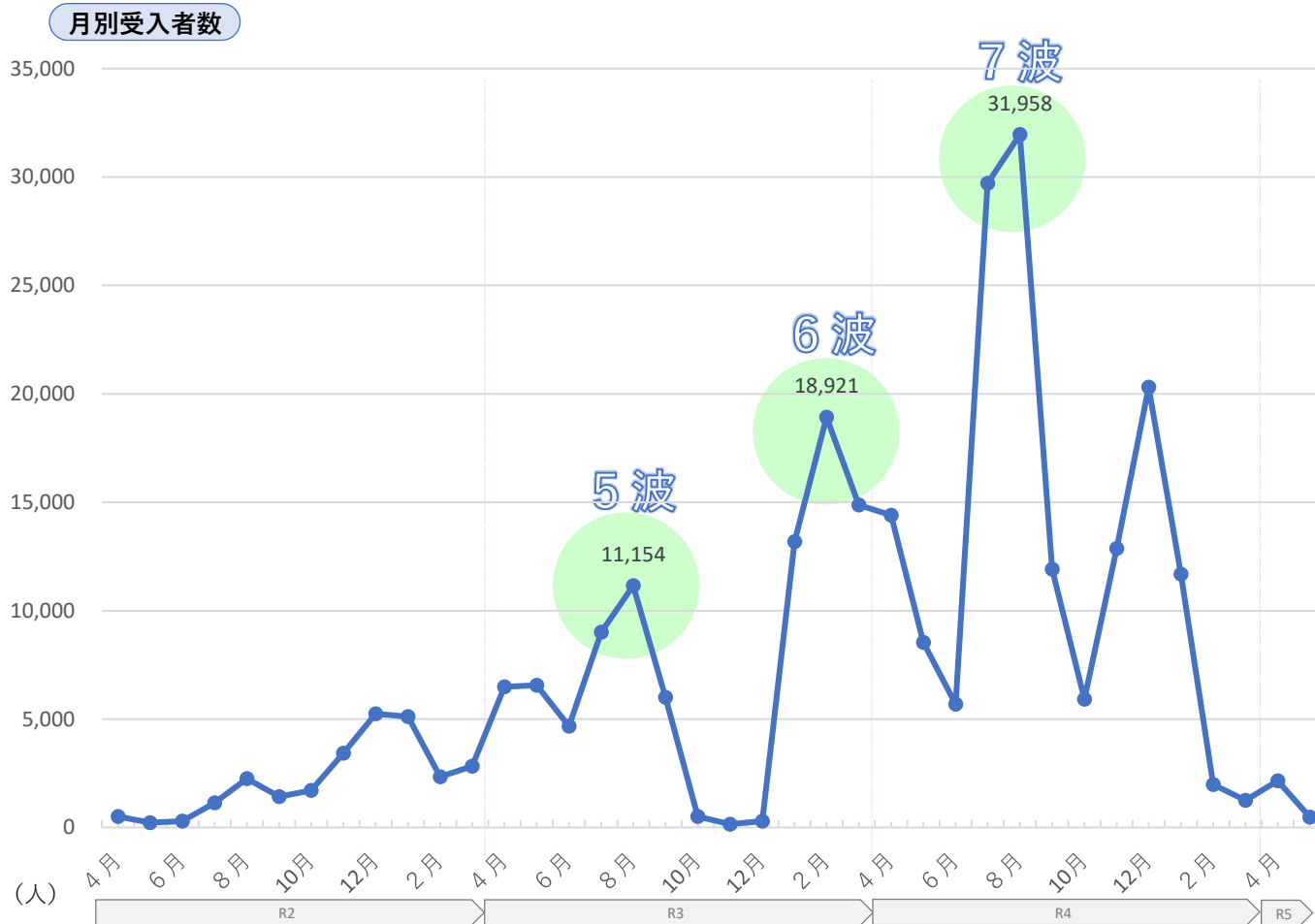
感染者数の増大に適時対応

酸素・医療提供ステーション（令和3年8月23日～令和5年3月10日）



- ▼ 最大病床数 5 施設524床
- ▼ 1日当たりの最大在所者数 106人（令和4年8月6日）
- ▼ 1日当たりの最大受入者数 89人（令和4年8月6日）

東京都宿泊療養施設受け入れ状況



1日当たりの最大受入者数 1,302人 (令和4年8月12日)

月別最大受入者数 31,958人 (令和4年8月)

高齢者等医療支援型施設入所者の推移



感染症法 5 類移行後も患者増加時に収容

高齢者等医療支援型施設一覧

赤羽

95床 (うち人工透析10床)

透析



開設日	令和4年5月9日
所在地	北区赤羽南2-5-12(旧・赤羽中央総合病院)
運営	保健医療局(直営)

足立東和

74床

救急



開設日	令和4年12月1日
所在地	足立区東和4-7-10(東和病院内)
運営	医療法人社団 大坪会

世田谷玉川

102床



開設日	令和4年7月21日
所在地	世田谷区宇奈根2-2-5 (介護老健ホスピア玉川)
運営	医療法人財団 青葉会

八王子めじろ台

70床

救急



開設日	令和4年12月1日
所在地	八王子市梶田町583-15(永生病院内)
運営	医療法人社団 永生会

渋谷

100床

救急



開設日	令和4年7月31日
所在地	渋谷区神泉町25-1(セントラル病院分院)
運営	医療法人社団 明生会

府中

100床

救急



開設日	令和4年12月1日
所在地	府中市武蔵台2-9-2(旧・府中療育センター)
運営	地方独立行政法人 東京都立病院機構

青山

91床

救急



開設日	令和4年12月1日
所在地	渋谷区神宮前5-53-1(都民の城)
運営	公益社団法人 地域医療振興協会

滝野川

60床

救急



開設日	令和4年12月26日
所在地	北区西ヶ原2-3-6(花と森の東京病院内)
運営	社会医療法人社団 正志会

約100床程度の施設を分散して配置

臨時の医療施設等にかかる法令

主に根拠となる法令

- ・ 改正新型インフルエンザ特措法
- ・ 感染症法

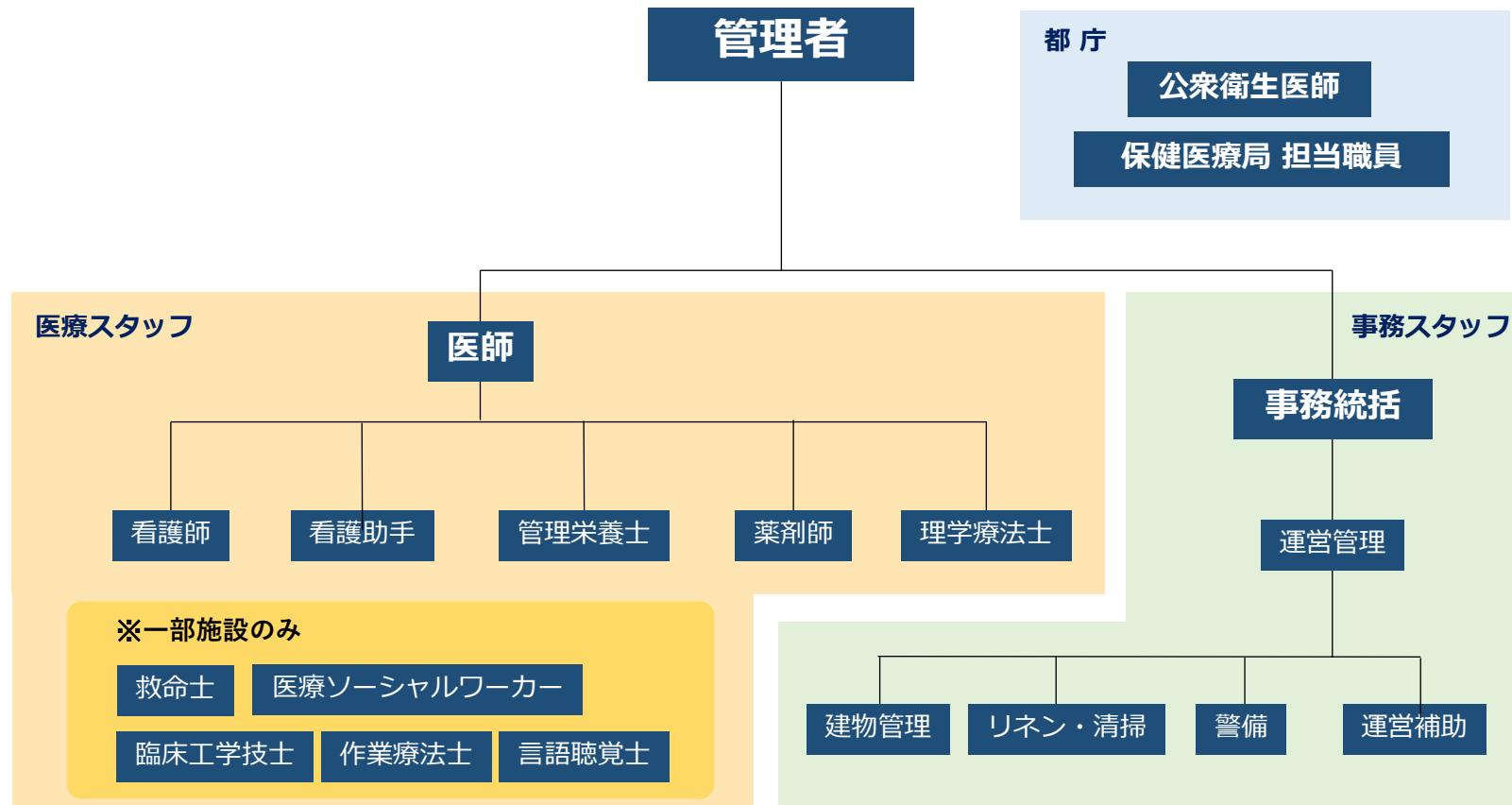
主な適用除外等法令

- ・ 消防法 第 1 7 条
- ・ 建築基準法 第 8 5 条 （適用を緩和）
- ・ 医療法 第 4 章関係

特措法第31条の2では、臨時の医療施設について上記法令の規定を適用しないこととされている。

臨時医療施設は病院とは異なる施設である

高齢者等医療支援型施設の体制（一般例）



臨時施設のスタッフ

感染状況に応じて都と運営組織が調整を行い適切に人員を配置する

運営法人の職員

：部門責任者（統括医師・管理看護師・管理事務 等）

：現場職員

委託職員等

：不足人員等がある場合に調整して配置

大学病院・病院協会・協定施設等からの派遣

高齢者等医療支援型施設 80床 1日当たりの例

職種	運営法人職員	委託職員	人数
医師	1	3	4
看護師	1	25	26
コメディカル	3	9	12
事務 他	1	12	13

当方で運営した臨時医療施設



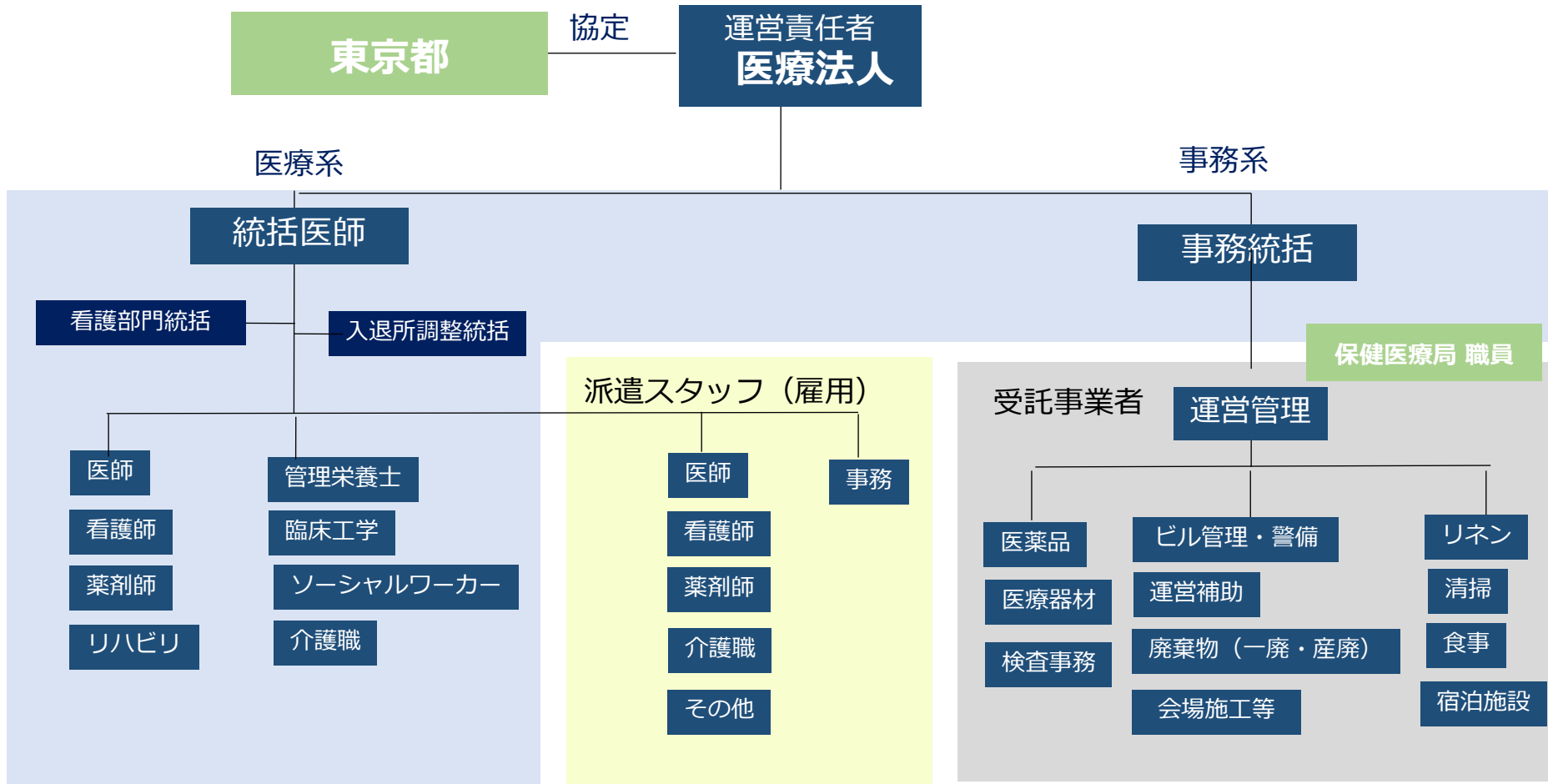
旧東京女子医大学東医療センター
病床数 150 床（現令和あらかわ病院）



花と森の東京病院（滝野川）
病床数 60 床

病院移転後の空き施設 および リハビリ病床の転用

高齢者等医療支援型施設の体制（例）



高齢者等医療支援型施設

(入所基準の目安)

- 1 COVID-19 陽性
- 2 人工呼吸器非適応例 軽症から中等症II (SpO2 < 93%) まで
- 3 主に高齢者

(患者収容の流れ)

入口： ①東京都 入院調整本部 で調整
(高齢者施設からの依頼 医療機関からの紹介)

②救急搬送

③施設-医療機関 直接調整

入所期間： 原則 11日以内

出口： 原則 在宅や元の施設へ 増悪症例は転院

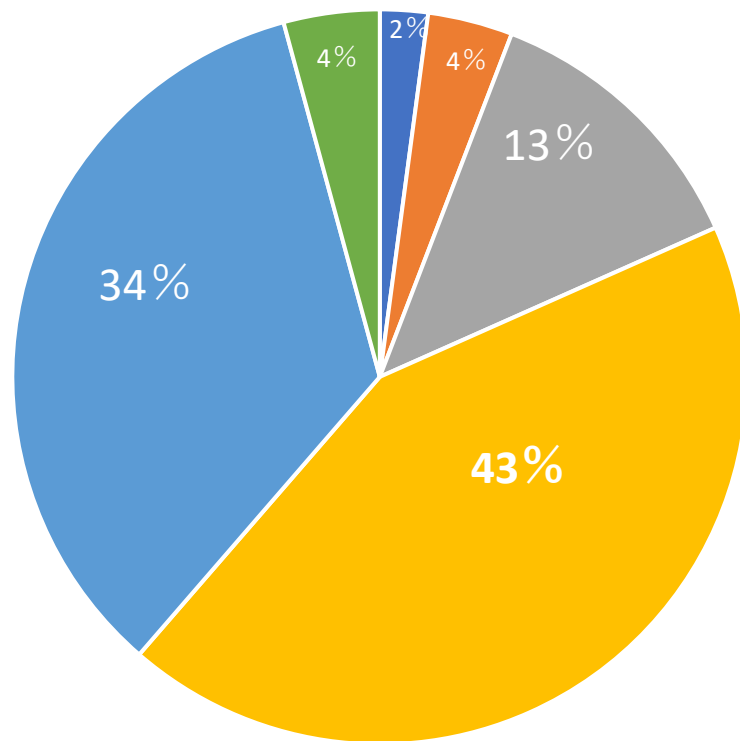
高齢者等医療支援型施設の特徴



- 酸素投与・輸液・肺炎治療等、医療も行える態勢
- インスリン注射・経管栄養・ストマ・透析なども対応
- 救急、入院調整困難症例にも対応
- 医療機能は総合的
特に積極的リハビリテーション
- 多職種配置
介護・医療ソーシャルワーカーの強化
理学療法士 薬剤師 栄養士 等

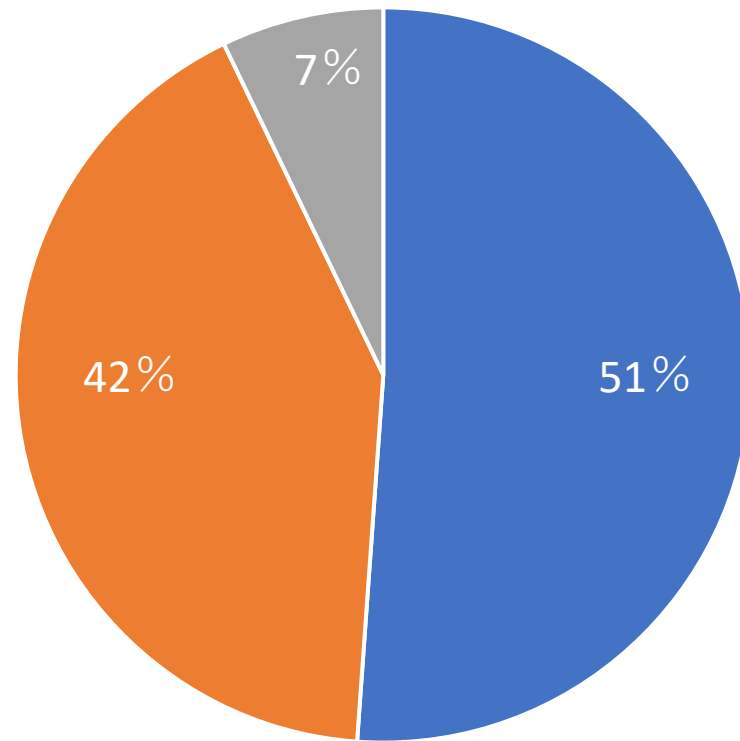
高齢者等医療支援型施設（滝野川・花と森の東京病院 n=616）

年齢



■ 60未満 ■ 60代 ■ 70代
■ 80代 ■ 90代 ■ 100以上

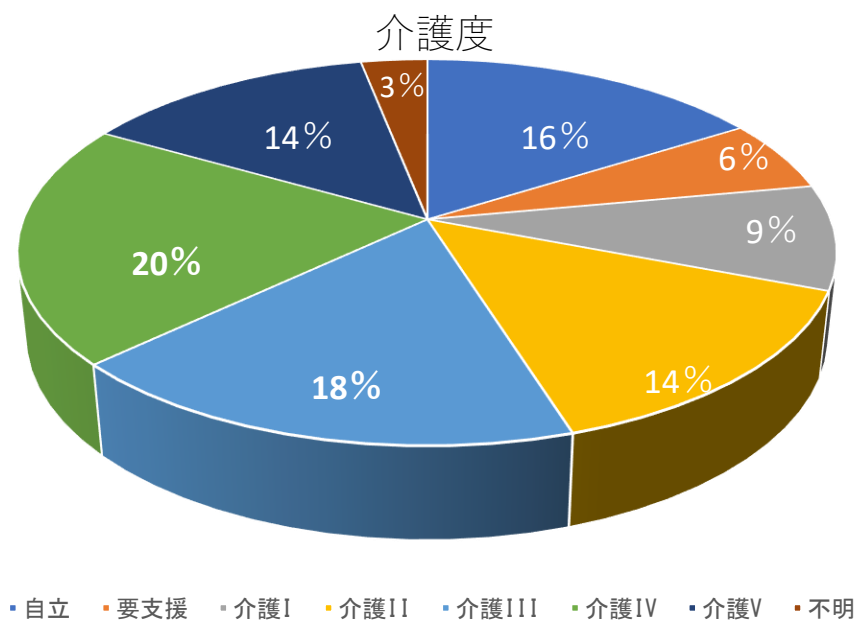
受け入れ元



■ 施設 ■ 自宅 ■ 病院

平均年齢 85.8 歳

高齢者等医療支援型施設（滝野川・花と森の東京病院）



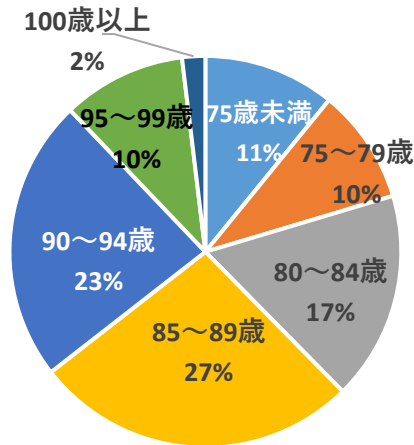
介護度 IV+V : 34%

認知症 : 56%

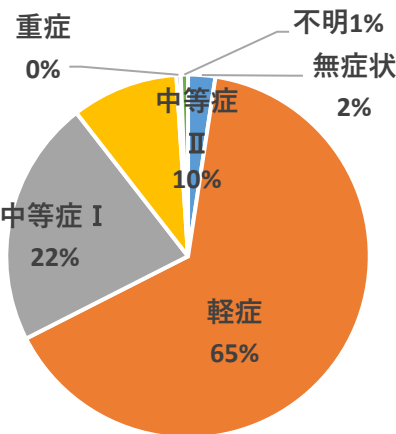
高齢者等医療支援型施設全体の入所者内訳

総数：11,021名（令和4年5月9日～令和6年3月31日）

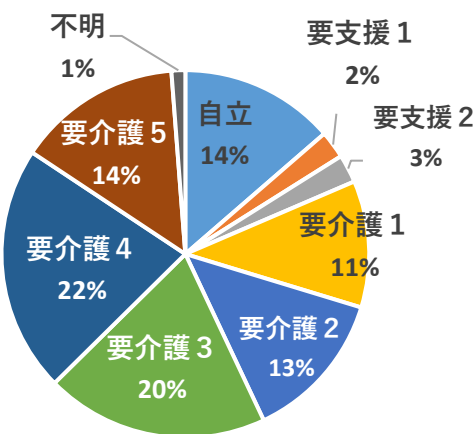
年齢別



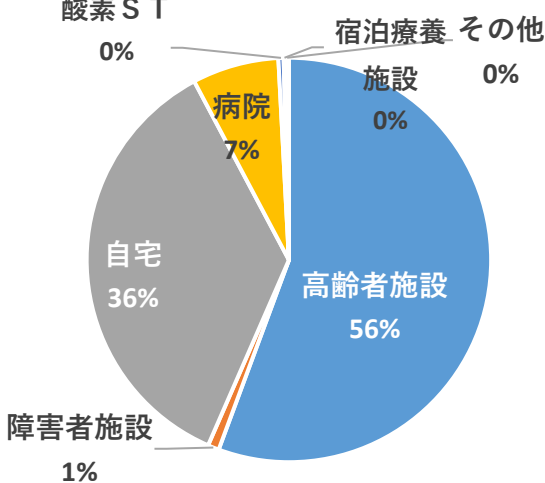
重症度別



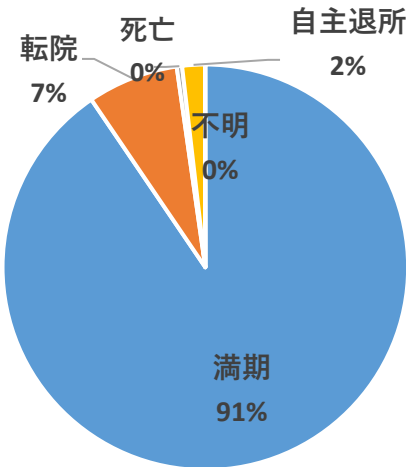
介護度別



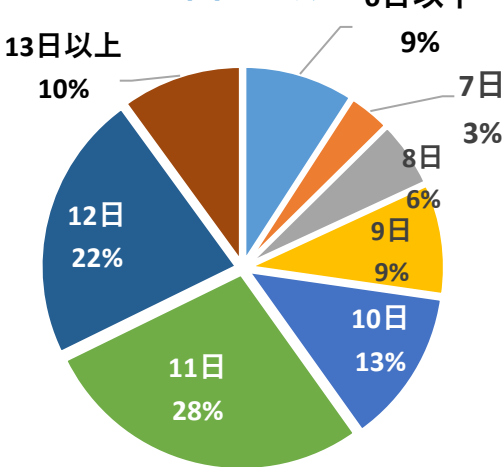
受入元別



退所種別



滞在日数



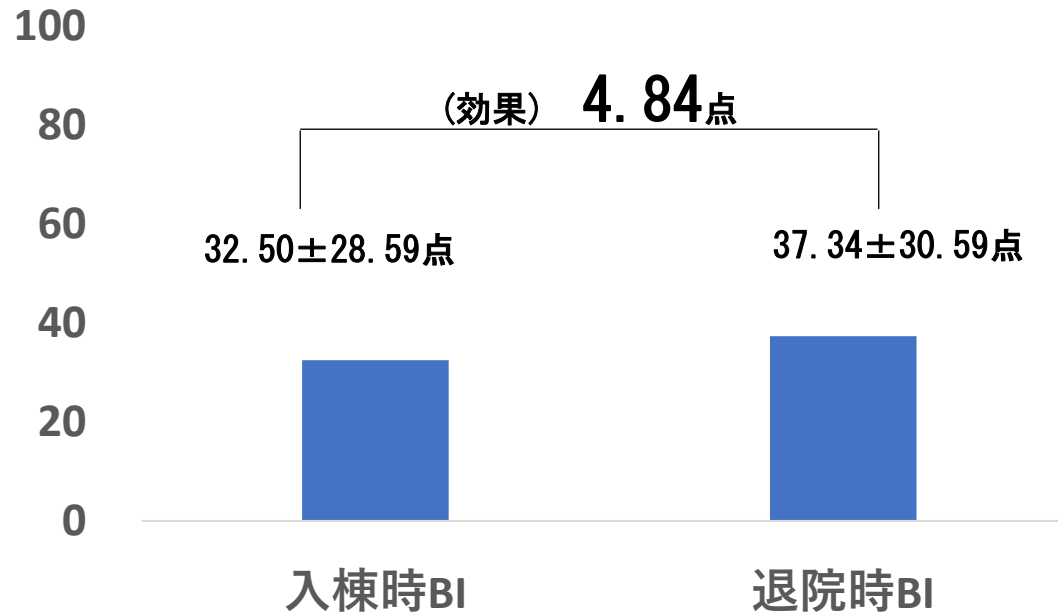
※ このほか、旧女子医大東医療センター（令和4年2月21日～同年5月20日）に551名が入所

リハビリテーション介入の効果

滝野川

日常生活動作 (Barthel Index) n=152

入所期間 : 10.13 ± 2.55 日 $\Rightarrow$ (効率) 0.48点

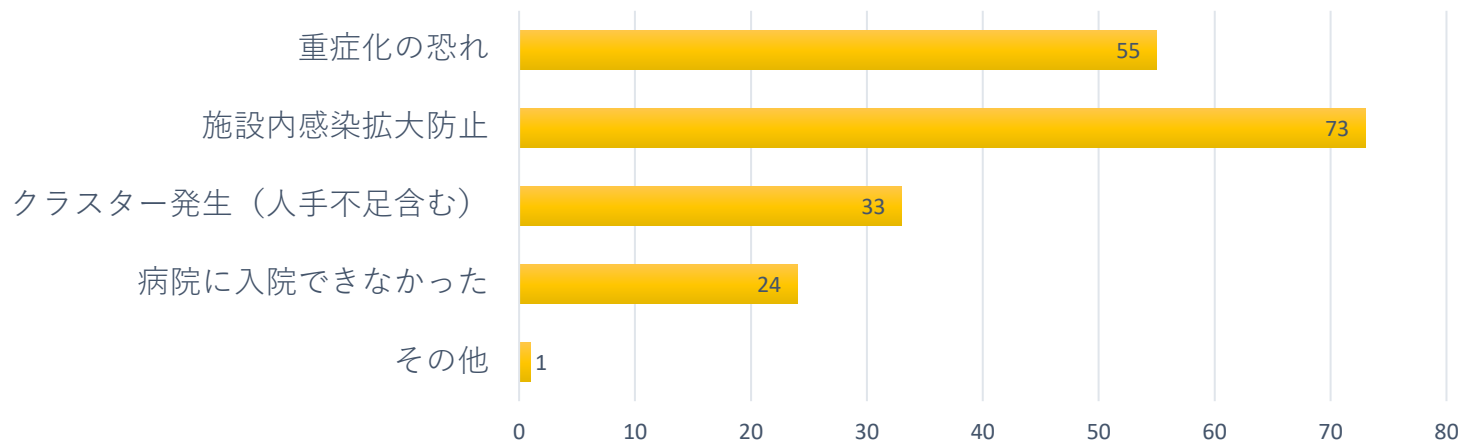


廃用予防 認知機能維持・改善

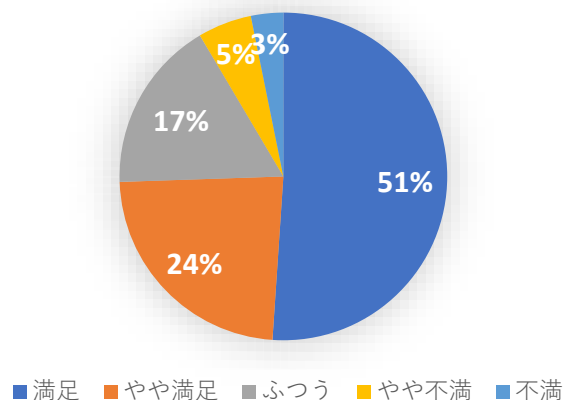
高齢者等医療支援型施設 利用者調査

東京都保健医療局 R6.1

施設利用の理由 n=91



満足度 n=94



介護保険施設 460/2148

障害者支援施設 42/102

N = 502

回答率22%

必ずまた襲来する新興感染症

(あるいは大規模災害)

医療人材派遣は欠かせない対策の一つ

医療措置協定に基づく協力
医師会・歯科医師会・薬剤師会、看護協会・病院団体
ボランティアなど

様々な立場から（自助・共助・公助）

医療措置協定

医療法に基づく病院、診療所、薬局

健康保険法に規定する指定訪問看護事業者を対象に

措置項目

- ①病床確保 ②発熱外来の実施 ③自宅療養者への医療提供 ④後方支援
- ⑤医療人材派遣

想定される臨時医療施設の初動

開設準備

- 1 新興感染症の蔓延期
- 2 治療法・ワクチン等の開発・実施
- 3 行政による施設計画

SPACE STUFF STAFF SYSTEM の準備

協力準備

- イ 新興感染症についてのスタッフ研修・指導
- ロ 人材派遣の調整・依頼
(派遣スタッフの職種・専門性など)
- ハ 協定医療機関の内部調整

災害・感染対策の臨時の医療施設を念頭に・・・

平時よりやるべきこと

- 感染・災害 対策訓練
- 個々の施設での想定
- BCP（事業継続計画）への反映
- 各施設のみならず 地域や関連団体との連携
- 職員の 知識の整理や心構え

高齢者等医療支援型施設の概要

■概要

「臨時の医療施設」とは、新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の4に基づき、都道府県の区域内において医療機関が不足し、医療提供に支障が生ずると認める場合に、都道府県が設置する施設です。

東京都は新型コロナ対応において臨時の医療施設として、高齢者等医療支援型施設を設置しました（**最大時8施設692床**）。

■対象者

オミクロン株が流行した第6波では、高齢者の入院需要が増大していたため、**軽症や中等症の高齢者**（要介護5まで・認知症の方を含む）や**障害者**等を受け入れ、**治療・介護・リハビリテーション**を提供しました。

* 赤羽は**透析患者**も対象（隔日で透析実施）

■受入調整

- **入院調整本部**による調整（5類移行後は医療機関から直接調整）
- **24時間救急要請**に対応（赤羽、世田谷玉川を除く）
- 病院から軽快した**下り患者**の受入、救急外来患者のうち入院適用のない患者の受入

■特徴

- **常駐する医師・看護師**による治療・健康観察・急変時対応（入院調整含む）
 - * 高度な治療や検査は実施できないため、必要に応じて転院・外来受診
- **A D L低下防止のための理学療法士等によるリハビリテーションや、レクリエーション等**を実施。
- **管理栄養士**を配置し、**利用者の状況に応じた食事の提供**（塩分ケア食・やわらか食・ムース食等）
- 配置薬や持参薬を管理する**薬剤師**（配置薬や持参薬の管理）、看護助手又は介護職等を配置
- 発症11日目を目安に退所（透析患者は8日目）
- 5類移行後、入所者には食費実費相当の自己負担（1食あたり210円、低所得者100円、生活保護受給者は0円）

■経過・成果

- **5類移行後の移行期間中も、高齢者等のハイリスク層を守るため、8施設の運営継続**
- **令和6年3月末に8施設閉所**（渋谷は3月15日） * 4月から通常の医療体制へ完全移行
- **11,572名の受け入れ。医療や救急のひっ迫を軽減、高齢者施設等における感染拡大防止に寄与**



▲ 日中活動の様子



ご清聴ありがとうございました